

募 集 情 報 （事後審査型条件付き一般競争入札）

令和8年9月1日公告

工事番号	第 建 ー 7 6 号
工事名	尾崎3号線物件補償費単価更正業務委託
工事場所	赤穂市 尾崎 地内
建設工事の種目	補償コンサルタント（物件）
工事概要	物件補償費単価更正 N=2件
工期	契約書に定める日から令和8年12月11日まで
予定価格の公表	事後公表（契約締結後公表） ※入札価格が予定価格を上回り落札者となるべき者がいない場合、予定価格を上回る金額で入札した者のみを対象とし、再度入札を実施する。 なお、 再度入札 の場合、入札受付時間を入札日同日の 開札終了後から15時まで とする。
最低制限価格	適用 有（ 変動型最低制限価格 ）
支払条件	前金払い 無、部分払い 無 ただし、公共工事の前金払いに関する事務処理要領、赤穂市財務規則、赤穂市部分払取扱規程による。
設計図書等の公表	赤穂市ホームページ及び契約管財課にて公表する。
設計図書等の公表期限	令和8年9月16日(水)
入札方法	電子入札システム
入札参加申込の受付期間	令和8年9月1日(火) から 令和8年9月8日(火) まで 受付時間は、開庁日の電子入札システム稼働時間内 （9時～20時／最終日のみ 9時～17時）
入札参加申込の申込書類 （添付書類）	競争参加資格確認申請書（配置予定技術者の記入を要する。） ①配置予定技術者の資格者証等及び直接的な雇用関係を証明できる書類（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等の写し、所属企業が発行した雇用証明書（任意の様式）等） ②業務実績表（任意の様式） 業務名、発注者、契約額及び履行期間を明記すること。
資格確認の方法等	別紙「事後審査型条件付き一般競争入札の実施について」のとおり
質問方法	設計図書等に対する質問書により、赤穂市総務部契約管財課へ電子メール又はFAX(0791-43-6973)によること。 (ハイフン) (エル) メールアドレス keiyaku-nyusatsu@city.ako.lg.jp
質問期限	令和8年9月8日(火) 午後4時
質問の回答日、方法	令和8年9月11日(金) 兵庫県電子入札共同運営システムにて公表する。
入札書等の提出期間	令和8年9月15日(火) から 令和8年9月16日(水) まで 受付時間は、開庁日の電子入札システム稼働時間内 （9時～20時／最終日のみ 9時～17時）
入札書等の提出書類	入札書（電子入札システムによる。）
入札（開札）日時	令和8年9月18日(金) 午前10時00分(予定) ※落札者の決定は開札日の2日後（休日を除く。）に通知予定。
入札（開札）場所	赤穂市総務部契約管財課
入札保証金	免除 ※ただし、落札者が契約の締結に応じなかった場合は、入札保証金相当額の損害金を赤穂市に納めなければならない。
契約保証金	契約金額の10%以上（契約金額が200万円以上の場合）
現場説明会	無

応募資格要件 (全項目に該当すること)	①公表日から落札決定まで継続して、令和８・９年度赤穂市入札参加者資格名簿(測量及び建設コンサルタント)(以下「名簿」という。)に 補償コンサルタント(物件)で登録されていること。 ②名簿に登録された本店、本社、又は本社から契約の委任を受けた支店等の所在地が兵庫県内であること。 ③同一入札に参加する者との間に、資本関係又は人的関係がないこと。 資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限基準(平成25年赤穂市訓令甲第42号)に該当する複数の者のした入札は無効とする。 ただし、入札執行の完了に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準に該当する1者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、残る1者の入札は無効とはならないものとする。 ④下記の資格を有する者を主任技術者として配置できること。 補償業務管理士(物件)の資格を有する者。 ⑤赤穂市指名停止基準に基づく指名停止を公表日、入札(開札)日のいずれにおいても受けていないこと。 ⑥地方自治法施行令第167条の4に規定する資格制限に該当しないこと。 ⑦次のア～ウに該当しないこと。 ア本業務の入札前6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出したものの。 イ会社更生法に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は商法に基づく会社整理の申立てを行っているもの。 ウ赤穂市暴力団排除条例(平成24年赤穂市条例第11号)第2条各号に基づく暴力団及び暴力団員並びに暴力団密接関係者であるもの。 ⑧本業務を遂行するために必要とされる業務経験を有し、市、国(公社、公団を含む)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者。
注意事項	①入札参加資格者が公表日までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。 ②入札に関して、事故が発生したとき、市長が不正な行為があると認めたとき又は不正な行為があるおそれがあると認めたときは、入札を中止又は延期する場合がある。 ③設計違算が判明したときは、入札を中止又は入札に係る手続き及び落札者の決定を取消す場合がある。 ④落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けたときは、契約を締結しない。 ⑤落札した者は、赤穂市公共工事等に関する暴力団排除措置要綱(平成25年赤穂市訓令甲第2号)第5条第1項及び第2項の規定により、誓約書を提出すること。 ⑥落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
その他	本募集情報のほか、赤穂市電子入札システム条件付き一般競争入札実施要綱、市ホームページ記載事項等に違反した入札は無効となるため注意すること。